

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日、その翌日)  
(当日が休日は、その翌日)

## 目次

◇告 示 県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

## 告 示

### 鳥取県告示第八百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、  
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成四年十月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課  
において一般の縦覧に供する。

平成四年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉吉江府溝 口線	変更前	日野郡溝口町上野字川平九二 一六九地先から同町長山字馬 籠原東七四一二地先まで		五・五 二・三〇	一、〇〇一・〇
	変更後	日野郡溝口町上野字川平九二 一七一地先から同町長山字馬 籠原東七四一二地先まで		九・〇 一・一五・六	九三八・〇

### 鳥取県告示第八百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、  
次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成四年十月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課  
において一般の縦覧に供する。

平成四年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	供用開始の期日
倉吉江府溝 口線		日野郡溝口町上野字川平九二一七 一地先から同町長山字馬籠原東七 四一二地先まで	平成四年十月二十七日